

「基地はいらない」を合言葉に沖縄の斗いに学ぶ

茨城県平和委員会・沖縄ツアー報告

事務局長 木村 泉

の重しを取り除くことが沖縄の発展にとってどうしても必要であると考えている。全国の応援を頂きながらやっていきたいと思っている。海兵隊には米国に戻ってもらうことが合意の中に入っている。

案内には、与儀喜一郎氏（沖縄平和委員会常任理事）にお願いしました。

4. 第3日目：伊江島の団結道場で基地斗争を学ぶ！

9時に本部港からフェリーで移動、基地反対運動の聖地といわれる団結道場の見学や、旧飛行場跡、戦跡などの見学をしました。故阿護根昌鴻さんの娘さんの謝花さんから、元気ある現況の話の聞かせてもらいました。

案内は、川満彰氏（名護市市史編纂室勤務）にお願いしました。

5. 最終日：辺野古で地元民と交流、カンパ5万円手渡す

今回の基地巡りツアーの目玉である辺野古漁港のテント村の訪問です。出発は9時でしたが、夜半から大雨です。幸い、辺野古では止んでいました。辺野古漁港ではテント内で大西照雄氏（名護市平和委員長）から「基地はいらない」という地元民の13年にわたる斗いのエネルギー源と現在の状況・見通しなどを伺うことが出来ました。



【伊波市長より挨拶を受ける】

1. はじめに

茨城県平和委員会は、8月24日（火）から27日（金）、現地で米軍基地に関する学習をする計画で、3泊4日で21名の沖縄ツアーを設定しました。私たちにとって、沖縄の米軍基地は解っているようでありながら、分からない部分も多いのです。沖縄の米軍基地とそのたたかひの現状を現地で学ぶ事で、私たちの運動に大きな励ましを与えてくれるという思いがありました。現地の人たちとの交流の中で、沖縄でも茨城でも共通の「基地は要らない」という合言葉を探してみたいというのが狙いでした。出発に先立つ8月11日（水）、伊達代表理事(前事務局長)を講師にした学習会を行いました。

2. 第1日目：経済効果100倍以上の基地跡地利用！

沖縄到着後、ホテル近くの船員会館で前泊博盛氏（沖縄新報社論説委員長）から、基地問題を中心とした講演がありました。前泊氏は、「現状の分析～もっと知りたい！本当の沖縄」「基地問題～日米安保のパンドラの箱」「米国の視点」「今後の展開見通し」「脱基地を模索はじめた沖縄」という5つの柱で迫力満点な語り口で、質問も含め2時間があっという間に過ぎました。2007年の海兵隊のグアム移転の背景や、「沖縄県民の負担軽減」という「大ウソ」の内実、さらに米軍基地ありきの地域振興策は「点滴漬け治療」であり、地域発展の将来が閉ざされること、返還を受けた地域である那覇新都心（牧港



【団結道場】
(上)



【伊江島の洞窟にて川満彰氏の説明を受ける】
(下)

住宅地域）、小禄・金城地区（那覇空軍・海軍補助施設）、うるま市街（天願通信所）、嘉手納以南の5基地（普天間・キャンプ桑江・瑞慶覧・キンザー那覇軍港）の経済効果が何十倍にもなっていること、しかも今後の発展も大きく期待できることを具体的な数字を挙げて語りました。とはいえ、普天間基地返還と辺野古基地建設に関する今後のたたかひは、9月の名護市議選の与野党の逆転の有無、11月の知事選の結果如何であり、熾烈なたたかひになると語りました。基地容認勢力は、新聞報道にあるように、多額の内閣機密費の投入を含め、露骨な利益誘導も行われることは論を待たず、予断は許しません。

3. 第2日目：宜野湾伊波市長、県知事選立候補決起！

嘉数（かかず）高台から、世界で一番危険な普天間基地を目の当たりにし、怒りを覚えずにはいられませんでした。

10時から宜野湾市役所の伊波市長への表敬訪問です。伊波市長は前々日に11月に行われる県知事選に候補者として立候補することを表明していました。伊波市長はにこやかに、終始静かな口調でした。甲子園で優勝した興南高校の島袋投手は、6年前の沖縄国際大学ヘリ墜落事件の抗議集会で代表として発言した事を紹介し、話が始まりました。

アメリカには基地に関して「地域住民に迷惑をかけない」という基準があり、その環境基準で規制されます。しかもその規制は米国内の基地は勿論、米国外の基地に関しても同様に適用し、基準に従って住民の苦情を受け付け、規制を守るという対応をしています。しかし、沖縄の米軍基地ではそれらを知らせようとせず、その上基準が全く無視されています。日本政府も基準を知らせようとせず、知っても何のこうどうもしていないといひます。また、イラクやアフガン戦争の実践訓練基地であり、その中で騒音や事件・事故が起っているといひます。

県内移設に関しては、06年にロードマップが合意されているため、どちらの国からも言い直せない状況であること、沖縄県民が選挙を通してノーであることを示せば、自ずと変わっていくものである。とにかく今回の選挙で勝って、キチンとした県民の声を日米政府に伝えて、基地返還をかちとりたい。米軍基地

平和新聞

2010年9月5日(日曜日)

1934号 (毎月5,15,25日発行)

1950年12月16日第三種郵便物許可 発行 日本平和委員会
1部140円 月額400円 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9平和会館
(郵送料月額120円) 電話03(3451)6377 FAX03(3451)6277

平和かわら版 平和新聞茨城版 No. 572
2010.9/5

発行：茨城県平和委員会 〒310-0912 水戸市見川5-127-281
Tel/Fax 029-251-2806 E-mail ibahei@amber.plala.or.jp

「地域の平和委員会（平和の会）で ニュース・新聞を発行し、 会員の結びつきを強めよう！」

現在いくつかの地域の平和委員会(平和の会)で、それぞれ苦勞しながら自分たち自身の独自のスタイルで、新聞・ニュースを発行しています。会員相互の結びつきを図るためにも、会員の皆さんの意見や要望を吸い上げる為にも是非参考にして下さい。

★荃崎平和の会：ピースウイング（広げよう平和の力Peace Wing）を、現在まで12号発行しています。

★土浦平和の会：2010年8月号のニュースでNo.222を数えます。ブログで閲覧が出来ます。

★内原友部平和の会：「里山のたより」の名称で2ヶ月ごとに発行し、会員に手配りしています。

★つくばみらい平和の会：中断していた平和ニュースを8月に発行。第33号になります。

★守谷平和の会：平和の会ニュースを手書きで、精力的に発行し、8月11日付けの号で、No.94になります。

★水戸西平和の会：会のニュースを年4回発行し、全会員へ届けています。

★八郷平和の会：新聞発行の目標として、隔月ごとか、せめて季刊とするよう取り組んでいます。

★五霞平和友の会：新聞「9条の会ごか」を平和友の会の会員主体で発行、8月でNo.11になります。

茨城革新懇第30回記念講演会

子どもたちとともに 希望の見える明日へ

講師：三上 満（教育評論家・全国革新懇代表世話人）

- ★日時：9月11日午後1時半 『誰でも自由に』
- ★会場：水戸市市民会館大会議室 参加ください！』
- ★茨城革新懇：水戸市見川5-127-281（茨城平和会館内）

戦争と平和を考える特別旬間

「核兵器廃絶」が現実の目標になった今、[土浦] 年々盛り上がる『原爆と人間展』

今年も広島と長崎の原爆記念館から借用した70枚のパネルが、県南生涯学習会館のギャラリーとホワイエに展示され、8日間（7/30～8/6）で約2400人の入場者がありました。

例年はキララ祭と重なっていて盛況でしたが、今年は特別のイベントもないにもかかわらず、多数の入場があったのは、アニメ映画『アンゼラスの鐘』に対する期待と合わせて、「核兵器」に対する関心の高まりも有ったのではないのでしょうか。

ピースデー（8/3）の入場者も260人でした。多目的ホールを使えたこともよかったのかも知れません。

（土浦平和の会発行、ニュースNo.222より転載）



【パネル展に見入る入場者】

つくばみらい市 「平和都市宣言」のたれ幕

・原水爆禁止国民平和大行進の通し行進者の鹿又静子さんの感想の一端を「原水協通信」に書いています。

『茨城県つくばみらい市の行進は、選挙の当日でしたが、「参議院選挙…」のたれ幕をはずし、「平和都市宣言」の大きなたれ幕に交換してありました。地元の平和行進実行委員会が、事前に市と交渉してそうさせたとのことでしたが、茨城県全体のとりくみの姿勢が強く受け取れました。』

（「つくばみらい平和ニュース」より）

戦争放棄の精神をいまこそ！

=「東南アジア友好協力条約」(TAC)の 精神を、実践で生かす=

J C J（日本ジャーナリスト会議）は、ホームページで【今週の風考計】として下記の主張を記載しました。

■終戦65周年のいま、日本は「東南アジア友好協力条約」(TAC)の精神を、実践で生かすときだ。この条約の最大の特徴は、「武力による威嚇または行使の放棄」「紛争の平和的手段による解決」戦争放棄を定めた日本国憲法と共通する目標を明記していることにある。

■ASEAN加盟国以外から、03年に中国とインドが加盟、04年に日本、08年には北朝鮮が加盟し、東アジアのすべての国が、戦争放棄を約束したことになる。09年には米国、今年カナダ、トルコが加盟。TACは、EUの正式加盟後には計54カ国、世界人口の約7割47億人が参加する広範な条約になる。

■TAC精神の実践に向け、日本が率先するのは、日本軍が領土・資源を狙いアジア・太平洋へと侵略戦争を仕掛け、2000万人以上の死者を含む大きな惨害をもたらした責任への償いでもある。

（続報） 普天間爆音訴訟判決

「住民側が上告」

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の周辺住民約390人が、夜間と早朝の飛行差し止めなどを国に求めた「普天間爆音訴訟」で、原告団は、7月29日に福岡高裁那覇支部の下した判決を不服として、8月11日に最高裁に上告しました。

損害賠償については、国による支払いの基準額が一審判決から倍増した点を考慮して上告での請求内容から外し、夜間・早朝の飛行差し止めと国による騒音測定の実施の2点だけを求めています。

（普天間爆音訴訟の控訴審判決については、前々号No.570を参照ください。）